

ルールを守って美しい広告景観を

《北海道屋外広告物条例の概要について》

屋外広告物とは

屋外広告物とは、①常時又は一定の期間継続して表示されるもの②屋外で表示されるもの③公衆に表示されるもの④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものという要件をすべて満たしているものをいいます。

※営利的な商業広告だけではなく、非営利的なものも含まれます。

屋外広告物の許可申請手続

道では、地域の特性に応じ、禁止地域、許可地域を定め、屋外広告物の掲出規制を行っています。

許可地域内については、基準に合致する物件は許可を受けることにより、掲出することができます。

掲出しようとする場所を管轄する道（総合）振興局（一部については道庁）、市町村（許可権限移譲市町村に限る。）

で許可申請の手続きを行って下さい。

◎屋外広告物許可の権限移譲先市町村一覧（H28.4 現在）

美唄市、奈井江町、島牧村、共和町、登別市、松前町、森町、奥尻町、美瑛町、上富良野町、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、苫前町、稚内市、中頓別町、豊富町、利尻町、鹿追町、芽室町

※札幌市、函館市、旭川市及び小樽市の区域は、道条例が適用されません。

提出書類（提出部数）	新規	継続	変更
許可申請書（正副 2 通） ・申請書は総合振興局・振興局にあります。 ・道のHPからダウンロードできます。	許可申請書	継続許可申請書	変更許可申請書
添付書類（各 2 部）			
①掲出場所を示す図面	○	×	△
②広告物のカラー写真	×	○	△
③広告物の構造図、仕様書	○	×	△
④土地・建物に関する承諾書	○	△	△
⑤管理者の資格等を証する書面の写し	○	○	△
⑥屋外広告物点検結果報告書	×	○	△

主な関係法令

- ◎ 建築基準法に基づく工作物の確認
- ◎ 道路法に基づく道路占用許可
- ◎ 自然公園法に基づく許可・届出
- ◎ 自然環境保全法に基づく許可・届出
- ◎ 農地法に基づく転用の許可・届出
- ◎ 都市計画法に基づく届出（地区計画）

【除却届】

許可期間が満了し、表示又は設置を継続しない場合や撤去した場合には、除却届を提出してください。

※「○」は必要、「×」は不要、「△」必要に応じて。

広告物の種類・許可手数料・許可期間

種類 (許可期間)	区分	金額 (円)	種類 許可期間	区分	金額 (円)
1 固定広告物 (3 年以内)	照明装置等 のないもの	表示面積 5㎡につき	5 アドバルーン 広告物 (15 日以内)	1 個につき	1,700
	照明装置等 のあるもの	表示面積 5㎡につき			
2 立看板 (1 月以内)	1 枚につき		6 広告幕・広告網・ のぼり・旗 (1 月以内)	1 枚につき	650
3 電柱広告物 (1 年以内)	1 個につき		7 はり札 (1 年以内)	1 枚につき	220
4 アーチ式 広告物 (3 年以内)	照明装置等 のないもの	1 基につき	8 はり紙 (1 月以内)	50 枚につき	300
	照明装置等 のあるもの	1 基につき	9 広告車 (1 月以内)	1 台につき	1,900

◎申請手数料は北海道収入証紙で納付願います。所定の様式に貼付し割印を押してください。
※（「北海道証紙売りさばき所地区別名簿」など、北海道収入証紙の詳細はこちらをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/cut/syoushi.htm>

◎権限を移譲している市町村（上記参照）は、許可手数料の納付方法が道と異なりますので、各市町村に問合せ願います。

◎自家用広告物で 10㎡を超える場合は、最大で 10㎡相当分の手数料が控除されます。

◎その他、詳細は各総合振興局又は振興局にお問い合わせ願います。

広告物の許可基準

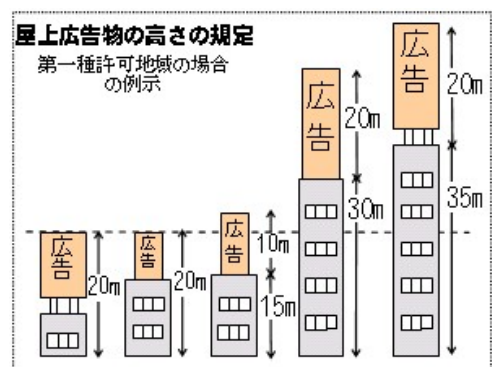
1. 固定広告物（地上広告物・屋上広告物・壁面広告物）

		地域区分	地上広告物 (1個当たり)	屋上広告物 (1個当たり)	壁面広告物
許 可 地 域	第一種	□商業地域、近隣商業地域、 準工業地域、工業地域、工業専用地域	A ≤ 75 m ² S ≤ 150 m ² H ≤ 20m	S ≤ 300 m ² 高さは地上から 20mを超える場合は、建物の高さの 2/3 又は、屋上取り付け面から 20mのうち、小さい数値以下とする。	表示面積は 取り付け面 の 1/3 又は 50 m ² のうち 小さい数値 以内とする。
	第二種	□第一種住居地域、第二種住居地域、 準住居地域 □建築基準法第 6 条第 1 項 4 号指定地域 □その他知事が指定する地域又は場所 (名寄市の一部及び滝上町の一部)	A ≤ 40 m ² S ≤ 80 m ² H ≤ 15m	S ≤ 150 m ² 高さは地上から 15mを超える場合は、建物の高さの 2/3 又は、屋上取り付け面から 15mのうち、小さい数値以下とする。	
	第三種	□禁止地域を除く第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 □用途地域又は建築基準法第 6 条第 1 項 第 4 号指定地域等で高速自動車国道及び自動車専用道路から 500m以内の展望できる地域	A ≤ 30 m ² S ≤ 60 m ² H ≤ 10m	A ≤ 75 m ² S ≤ 150 m ² 高さは地上から 10mを超える場合は、建物の高さの 2/3 又は、屋上取り付け面から 15mのうち、小さい数値以下とする。	
	第四種	□用途地域を除く都市計画区域 □高速自動車道路及び自動車専用道路から 500mを超え展望できる地域（用途地域等を除く。） □新幹線鉄道から 500mを超え展望できる地域（用途地域等を除く。） □国道、道道、鉄道から 100mを超え展望できる地域（用途地域等を除く。）		A ≤ 30 m ² S ≤ 60 m ² 高さは地上から 10mを超える場合は、建物の高さの 2/3 又は、屋上取り付け面から 10mのうち、小さい数値以下とする。	表示面積は 取り付け面 の 1/3 又は 30 m ² のうち 小さい数値 以内とする。
	第五種	□環境緑地保護地区（一部） □国立公園、国定公園、道立自然公園の普通地域（用途地域等を除く。）	A ≤ 15 m ² S ≤ 30 m ² H ≤ 10m	A ≤ 15 m ² S ≤ 30 m ² 高さは地上から 10mを超える場合は、建物の高さの 2/3 又は、屋上取り付け面から 10mのうち、小さい数値以下とする。	
	第六種	□国道、道道、鉄道から 100m以内の展望できる地域（用途地域等を除く。）		次の広告物に限り許可する。 1 自家用広告物（自己の事務所又は営業所に表示し、又は設置する自己の事業若しくは営業の所在、名称、内容、商標又は販売する商品の名称若しくは内容を表示するもの） S ≤ 30 m ² (1個当たり)かつ T ≤ 30 m ² (1事業所当たり) H ≤ 10m 2 案内用広告物（次の①～⑤のいずれにも該当することが必要） ① A ≤ 3.5 m ² S ≤ 7 m ² H ≤ 6m ② 個数：4 個以下 ③ 広告物の相互間距離：500m以上 ④ 当該案内しようとする施設等からの距離：5 km 以内 ⑤ 表示方法：施設等の名称、方向、距離等の案内を行うのに必要最小限度の事項を表示するものであること。	

※ A = 1面の表示面積 S = 表示面積 T = 表示面積の合計 H = 高さ（「適用除外の基準」において同じ。）

備考

- 地上広告物のうち、道路等を横断して設置されるもの（以下「アーチ式広告」という。）にあつては、当該横断する部分の下端の高さが歩道上では 3m 以上、車道上は 4.5m 以上のものであること。
- 屋上広告物を階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分（以下「屋上構造物」という。）に設置する場合には、当該屋上構造物の高さは建築物の高さに算入せず、屋上広告物の高さに算入する。
- 壁面広告物のうち、建築物等の壁面から突き出して設置されるものにあつては、出幅が 1.5m 以内で、かつ、その下端の高さが歩道上では 3m 以上、車道上では 4.5m 以上のものであること。
- 壁面広告物のうち文字、記号又は商標が表示されている部分の面積は、当該文字、記号又は商標の面積に、これと意匠上一体となっている部分の面積を加えたものとする。



2. 簡易広告物（許可地域共通）

◎立看板

縦3m以内（脚の長さを含む）横 0.9m以内で、道路と平行にたてかけられるもの。ただし、電柱等を利用しないものであること。

◎電柱及び消火栓標識柱等を利用する広告物

- (1) 1柱に掲出する巻付け広告物及び突き出し広告物は、それぞれの1個以内とし、蛍光塗料を用いないものであること。
- (2) 巻付け広告物は縦1.8m以内で、かつ、その下端の高さが地上から1.5m以上のものであること。
- (3) 突き出し広告物のうち、電柱に掲出されるものは、縦1.2m以内、横 0.45m以内、出幅 0.6m以内のものであること。
- (4) 消火栓標識柱に掲出されるものは、縦 0.4m以内、横 0.8m以内のものであること。
- (5) 道路上に広告物が掲出される場合は、広告物の下端までの高さが歩道上では 3.0m以上、車道上では4.5m以上のものであること。

◎広告幕・広告網

広告物の下端の高さが歩道上では 3.0m以上、車道上では 4.5m以上のものであること。

◎アドバルーン広告物

アドバルーンの直径は 3.0m以内で、高さは係留地点から 50m以下とし、これに添加する広告物は、長さ 15m以内、幅 1.5m以内のものであること。

10㎡を超える固定広告物の管理者には資格が必要です

◎有資格管理者設置の義務

10㎡を超える固定広告物については特に安全性及び適正な広告物の管理体制を確保するため、資格のある管理者の設置が義務付けられています。

◎有資格管理者配置の対象となる広告物

固定広告物（地上、屋上、壁面広告物）で1つの広告物の表示面積が10㎡を超えるものは有資格管理者が必要です。ただし、壁面等に直接ペンキで描かれたものには必要ありません。（10㎡を超えない固定広告物についても不要）

◎管理者の資格

次のいずれかの資格を持っている者とします。

- (1) 屋外広告士
 - (2) 一級広告美術仕上げ技能士
 - (3) 一級建築士又は二級建築士で屋外広告物講習会を修了したもの
 - (4) 特種電気工事資格者認定証（ネオン工事に係るものに限る。）の交付を受けた者で屋外広告物講習会を修了したもの
 - (5) 電気主任技術者免状（第一種、第二種、第三種）の交付を受けた者で屋外広告物講習会を修了したもの
 - (6) 条例第22条第1項の規定により屋外広告業者が営業所ごとに選任する業務主任者となる資格を有する者
- （注） 上記(3)～(6)の屋外広告物講習会修了者は都府県、政令市、中核市が開催する講習会を修了した者も含まれます。

なお、有資格管理者は道内に住所を有するものでなければなりません（法人にあっては、道内に事務所を有し、かつ、資格を有する者を当該事務所において雇用していることが必要）。

屋外広告物の掲出が禁止される地域・物件

〔禁止地域〕

●第一種禁止地域

- ・風致保安林 ・原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、道自然環境保全地域
- ・環境緑地保護地区（一部を除く。）、自然景観保護地区、学術自然保護地区
- ・国立公園、国定公園、道立自然公園の特別地域（用途地域、道路敷地を除く。）

●第二種禁止地域

- ・各市及び当別町の第1種低層住居専用地域（道路敷地を除く。）
- ・文化財に指定された建造物（国指定又は道指定）の敷地内
- ・高速自動車道路の区域及びこれから両側 500m以内の展望地域（用途地域等を除く。）
- ・新幹線鉄道から両側 500m以内の展望地域（用途地域等を除く。）
- ・都市公園
- ・旭川空港の周辺（旭川市の区域を除く。）
- ・中標津空港の周辺
- ・宮島沼（美唄市）、別寒辺牛湿原（厚岸町）、多和平（標茶町）、開陽台（中標津町）
- ・古墳、墓地及び火葬場
- ・官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、公立病院及び公衆便所の敷地内
- ・北広島市のうち、国道 36 号線及びこれから展望できる地域（家屋のある場所を除く。）
- ・道道釧路空港線の路端から両側 100m 以内の展望地域

〔禁止物件〕

- 街路樹、路傍樹及び記念保護樹木 ●銅像及び記念碑
- 煙突、送電塔、送受信塔、ガスタンク、油タンク ●発電用風力設備
- 橋りょうその他の高架構造物、トンネル、分離帯 ●景観重要建造物、景観重要樹木
- 信号機、照明灯、道路標識、歩道さく、防護さく、防雪さくその他これらに類するもの
- 消火栓、火災報知器、火の見やぐら ●郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話ボックス、変圧塔

〔電柱等への表示が禁止される広告物〕

- はり紙、はり札、立看板など（電柱広告物は除く。）

適用除外広告物とは

日常生活や経済活動を行っていくうえで、最小限必要と思われる一定の屋外広告物は、規制地域や許可申請など条例上の一定の規制が適用されないことになっています。

1. 許可地域、禁止地域、禁止物件で許可を受けずに掲出できるもの

- 他の法令(公職選挙法、道路交通法等)の規定により表示、又は設置するもの
- 国、地方公共団体又は公共的団体がその事務又は事業に関して公共的目的をもって表示し、又は設置するもの。
ただし、次のいずれかの基準を超えて掲出する場合は、協議が必要
- ①公共案内用広告物の場合は、1面の表示面積が3.5㎡(壁面広告物については3.5㎡若しくは壁面の面積の1/3)を超え、若しくは総表示面積が7㎡を超え、又は高さが6mを超えるもの
- ②公共案内用広告物以外については、第五種許可地域の基準を超えるもの(前記の許可基準「1. 固定広告物」を参照)
- 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示するもの
- 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示するもの。
- 自家用広告物(自己の事業所等に表示するもの)
- 自己管理用広告物(自己の管理する土地又は物件に表示するもの)
- 講演会、展覧会、音楽会等の催物を表示するため、当該会場の敷地内に表示し、又は設置するもの
- 工事現場の板塀その他これらに類する仮囲いに表示するもの(ただし、営利を目的としないもの)
- 人、動物又は車両(広告車を除く)、船舶、航空機等に表示し、又は設置するもの
- 祭礼、その他慣例上やむを得ないもの

2. 許可地域で許可を受けずに掲出できるもの

- 営利を目的としないはり紙、はり札の類(政治団体、労働組合等の宣伝用、営利を目的としない会合又は催物類の宣伝用等)
- 表示期間が5日以内のもの(ただし、紙又は布製のものに限り)

3. 禁止地域で許可を受けて掲出できるもの

- 道標、案内図版その他公共的目的をもった広告物で、学校、病院、社会福祉施設、博物館又は介護老人保健施設への案内を目的として掲出するもの ※下記「4. 適用除外の基準」の案内用広告物の欄を参照
- 広告車(走行中に、破損するおそれがないもの)

4. 適用除外の基準

規制内容	地域区分	自家用広告物	案内用広告物	自己管理用広告物	寄贈者名
		許可不要	要許可	許可不要	許可不要
禁止地域	第1種 風致保安林、原生自然環境保全地域、環境緑地保護地区、国立公園等	S ≤ 5㎡ (1個当たり) かつ T ≤ 10㎡ (1事業所当たり) H ≤ 5m	— 〔※許可基準〕 S ≤ 3.5㎡ H ≤ 5m	A ≤ 1㎡ H ≤ 3m (固定広告物のみ)	S ≤ 0.5㎡ かつ 投影面の面積の20分の1以内
	第2種 各市の第1種低層住居専用地域、高速自動車国道、自動車専用道路及び新幹線鉄道から500m以内(用途地域等を除く)、都市公園、官公署等	S ≤ 10㎡ (1個当たり) かつ T ≤ 10㎡ (1事業所当たり) H ≤ 5m	— 〔※許可基準〕 A ≤ 3.5㎡ S ≤ 7㎡ H ≤ 5m		
許可地域	第1種～第6種共通	T ≤ 10㎡ (1事業所当たり) H ≤ 当該許可地域の許可基準値	—		

◆禁止地域(第一種・第二種共通)における案内用広告物の許可基準
 ①施設: 学校、病院、社会福祉施設、博物館又は介護老人保健施設
 ②個数: 4個以下
 ③広告物の相互間距離: 500m以上
 ④設置位置: 案内しようとする施設から5m以内
 ⑤表示方法: 施設の名称、方向、距離等の案内を行うのに必要最小限の事項を表示するものであり、かつ、発光装置又は照明装置の光源が点滅又は回転しないものであること

※ A = 1面の表示面積 S = 表示面積 T = 表示面積の合計 H = 高さ

<屋外広告物に関するお問い合わせ先(札幌市、函館市、旭川市及び小樽市を除く。)>

- 北海道建設部まちづくり局都市計画課 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 TEL011-231-4111 (内線29-827)
- 各総合振興局・振興局 建設指導課 主査(まちづくり)

※屋外広告物の許可申請に関することは設置する地域の総合振興局又は振興局の建設指導課にお問い合わせください。

空知総合振興局	〒068-8558	岩見沢市8条西5丁目	TEL0126-20-0069
石狩振興局	〒060-8558	札幌市中央区北3条西7丁目	TEL011-204-5833
後志総合振興局	〒044-8588	倶知安町北1条東2丁目	TEL0136-23-1375
胆振総合振興局	〒051-8558	室蘭市海岸町1丁目4-1	TEL0143-24-9595
日高振興局	〒057-8558	浦河町栄丘東通56号	TEL0146-22-9291
渡島総合振興局	〒041-8558	函館市美原4丁目6番16号	TEL0138-47-9468
桧山振興局	〒043-8558	江差町字陣屋町336-3	TEL0139-52-6630
上川総合振興局	〒079-8610	旭川市永山6条19丁目	TEL0166-46-5949
留萌振興局	〒077-8585	留萌市住之江町2丁目1-2	TEL0164-42-8452
宗谷総合振興局	〒097-8558	稚内市末広4丁目2-27	TEL0162-33-2959
オホーツク総合振興局	〒093-8585	網走市北7条西3丁目	TEL0152-41-0644
十勝総合振興局	〒080-8588	帯広市東3条南3丁目	TEL0155-26-9051
釧路総合振興局	〒085-8588	釧路市浦見2丁目2番54号	TEL0154-43-9194
根室振興局	〒087-8588	根室市常盤町3丁目28番地	TEL0153-23-6835